装管調第２６５号
２７．１０．１
一部改正　装管調第４９６５号
令和２年３月３０日
一部改正　装管調第２８６５号
令和４年３月１４日

大　臣　官　房　長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
海上幕僚監部総務部長
航空幕僚監部総務部長
情報本部総務部長
各地方防衛局長
殿

防衛装備庁調達管理部長
（公　印　省　略）

契約物品の契約不適合処理について（依頼）

標記について、防衛装備庁調達事業部において調達した装備品等の契約不適合修補等の処理手続については、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（通知）（装管調第２５２号。２７．１０．１。以下「通知」という。）により行うものであるが、この度当該業務の円滑な処理を期するため、その細部要領等を次のように定めたので、部隊等への周知方を依頼する。

また、契約相手方が行った修補等は、契約上の権利を確保する見地から、すべて正規の契約不適合修補等の処理手続をとって処理すべきものであることを、この際、改めて徹底されたい。

１　部隊等における不具合物品の修補等についての事前調整

⑴　部隊等（上級機関等を含む。）の物品等管理職員（通知第２条（６）で定める物品等管理職員をいう。以下同じ。）は、装備品等に不具合が発生した場合で、契約

不適合修補等が可能であると思われるときは、まず防衛装備庁調達管理部調達企画課に契約不適合修補等の請求期間内にあるか否かについて確認する。

⑵　上記確認の結果、契約不適合修補等の請求期間内にあることが判明した場合は、当該物品等管理職員は、直接契約相手方と電話等の方法で修補等について調整を行い、修補等に関し合意が整った場合は、次の措置をとることができる。

ア　出張修補が可能であるときは、部隊等において、契約相手方に速やかに修補等を行わせるとともに、同時併行して通知に定める手続をとる。

イ　出張修補が困難であるときは、当該物品等を直ちに契約相手方に送付して修補等を行わせるとともに、同時併行して通知の定める手続をとる。

ウ　上記ア及びイの措置は、あくまでも契約相手方との合意を前提として、契約不適合修補等の処理の迅速化を図るためのものであるので、この趣旨を十分に踏まえ、事前調整を行うものとする。

⑶　事前調整の結果、契約相手方と合意が整わなかった場合は、通知に定めるところにより措置するものとする。

２　標準的な契約不適合修補等の処理手続の期間として、次の期間を念頭に置き、処理の迅速化を図るものとする。

⑴　契約不適合発生部隊等から各幕等を経由して異状報告書が防衛装備庁に送付されるまでの期間　　７日間

⑵　防衛大学校その他の機関から異状報告書が防衛装備庁に送付されるまでの期間　３日間

⑶　長官官房会計官から異状報告書が調達管理部に送付されるまでの期間　　２日間

⑷　各研究所及び各試験場から異状報告書が調達管理部に送付されるまでの期間　３日間

参考：防衛装備庁から契約相手方に契約不適合修補等の請求（異状通知書の送付）を行うまでの標準的期間　　５日間

３　異状報告書の送付期限

異状報告書を発する場合は、原則として、契約不適合修補等の請求期限の前日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）までに、防衛装備庁調達管理部調達企画課へ送付するものとする。

写送付先：長官官房会計官、各研究所長、先進技術推進センター長、各試験場長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長